

成田市教育委員会会議事録

平成29年2月成田市教育委員会会議臨時会

期 日 平成29年2月28日 開会：午後1時00分 閉会：午後1時46分

会 場 成田市役所5階503会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	関 川 義 雄
委 員 (教育長職務代理者)	小 川 新太郎
委 員	高 木 久美子
委 員	福 田 理 絵
委 員	佐 藤 勲

出席職員

教育総務部長	伊 藤 和 信
生涯学習部長	秋 山 雅 和
教育総務課長	鬼 澤 正 春
学校施設課長	篠 塚 正 人
学務課長	江 邨 一 男
教育指導課長	中 條 専 一
生涯学習課長	田 中 美 季
生涯スポーツ課長	大 矢 知 良
公民館長	神 崎 良 浩
図書館長兼視聴覚サービスセンター所長	池 田 桂 士
生涯スポーツ課主幹	出 山 耕 一
教育総務課課長補佐 (書記)	鈴 木 浩 和

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言

2. 署名委員の指名 小川新太郎委員、福田理絵委員

3. 議 事

(1) 議 案

議案第1号及び議案第2号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開により審議する。

<これより非公開>

議案第1号 成田市立小中学校県費負担教職員の人事異動について

《審議結果》

承 認

議案第2号 成田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の意見聴取について

鬼澤教育総務課長：

本議案は、市議会3月定例会に議案第3号として上程されました「成田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、資料1ページのとおり、市議会議長から意見を求められたため、教育委員会からの回答についてご審議いただくものです。

この規定ですが、教育委員会が所掌する事務のうち、その一部を市長が管理・執行するため、条例を定める際、議会は当該条例案を議決する前に、「地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」という主旨でございます。

本条例案につきましては、議案の作成にあたり、昨年12月5日、同法第29条に基づく市長からの意見聴取を受けたことから、12月定例会議においてご審議いただき、12月27日付けで、意見及び要望を付して、同意する旨の回答を市長あてに行ったところです。

市長事務局では、市議会への議案提出にあたり、その調整を進めたなかで、12月定例会議にお示しした条例案から、1箇所変更がございましたので、まず、変更箇所の説明をさせていただきます。

資料2ページをご覧ください。条例案の第2条ですが、12月定例会議の時点での案では、冒頭「市長は」の後に、「法第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する事務及び法第22条各号に掲げるもののほか、」の一文がありましたが、法で規定している内容を、条例で改めて規定する必要はないことから、この一文が削除されました。変更箇所は、以上でございます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。市議会議長あての回答につきまして、事務局案を作成させていただきました。今回、議会に上程された条例案については、既に市長あてに同意の回答をしておりますことから、同様に同意する旨の回答案といたしました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

《議案第2号に対する質疑》

小川委員：変更があったのは、第2条の一部分だけということでしょうか。

鬼澤教育総務課長：そのとおりですが、この法律の規定では、市長は条例案を作成する場合に教育委員会の意見をきかなければならないと規定されていることから、12月は市長からの意見聴取に対する回答を審議いただき、同意をしたわけですが、さらに、市議会はこの教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定、改廃を議決する場合には教育委員会の意見をきかなければならないと規定していることから、今回意見聴取を受けたものです。

議長：その他、何かございますか。

他にないようですので、議案第2号「成田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の意見聴取について」は、事務局作成の案のとおり市議会議長へ回答したいと思います。賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

<非公開を解く>

4. その他

その他「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」

江邨学務課長：前回の教育委員会会議におきまして、就学援助制度関係で、新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について貴重なご意見をいただきました。この件につきましては、いろいろな課題があることから、直ちに実現することは困難であるとの説明をさせていただいたところですが、その後、学務課におきましても、いろいろ情報収集いたしまして、検討いたしました。やはり新1年生のいるご家庭の負担は大きいこと、いくつかの市町で前倒し支給を実施している状況等を考慮いたしまして、まずは中学1年生に支給している部分を小学校6年生に支給する方向で進めさせていただきたいと思っております。この件につきましては、3月市議会定例会でも議員からの質問を受けておりまして、この中でも同様の答弁をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

《質疑》

特になし

その他の報告事項、「成田市指定無形民俗文化財保存団体連絡会補助金に係る調査結果について」は、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開で報告を受ける。

<これより非公開>

その他「成田市指定無形民俗文化財保存団体連絡会補助金に係る調査結果について」

5. 教育長閉会宣言